

秋田県衛生科学研究所報

第 42 輯

平成 9 年度

ANNUAL REPORT
OF
THE AKITA PREFECTURAL INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH

No. 42
1998

秋田県衛生科学研究所

は じ め に

昨年4月の地域保健法全面施行から1年が経過し、保健所・市町村と並んで地方衛生研究所でも対応が進められています。抱える課題は数多くあるものの、一つ一つを地域（秋田県）の実状に合った解決策・対処をしなければと思います。急がねばならないことではありますが、焦ったり拙速は避けなければと、近頃は考え始めています。この件については、県本庁、他の地方衛生研究所など多くの関係者のご意見等を参考にしながら、進めていきたいと考えております。関係各位のご指導・ご鞭撻を改めてお願いいたします。

個別の課題になろうかと思われませんが、GLPについては本庁の主導のもと、GLP 対応するための組織を設立するなど進展がみられました。機器整備も含めて、実行に力を注ぐ段階に入ってきたものと思い、尚一層 GLP の推進に努めなければと思っております。関係各位、特に県本庁からは特段のご協力・ご指導を重ねてお願い致します。

次に伝染病予防法改正についてですが、一昨年の腸管出血性大腸菌 O-157 の集団感染事件を契機に、関係者はもとより広く世間に現行の伝染病予防法に内在する問題が認識されるようになりました。これまで現行法改正に向けて、公衆衛生審議会伝染病予防部会・同基本問題検討小委員会で検討・議論を重ねるなど手続きが進められてきました。これを承けて前回の通常国会に改正法案が上程されましたが、継続審議となり、現在開かれている臨時国会での成立が待たれているというのが現在の状況です（平成10年8月31日現在）。今回の改正では、感染症類型の見直し・隔離など患者の行動制限の見直しなどが盛り込まれ、医学・医療の進歩、人権に対する配慮が反映された内容となっています。こうした内容を実効あるものとするには、感染症の検査が迅速・正確でなければならず、国立感染症研究所や地方における検査の中核機関である地方衛生研究所の果たす役割・責任は大きなものがあります。また、現在は予算事業である感染症サーベイランス事業が法定事業化されます。本県では衛生科学研究所が県感染症情報センターとして活動してきた事業が法の認知を受けたものとして、充実・発展させるべく県本庁のご支援を願うものです。

以上、地方衛生研究所・秋田県衛生科学研究所を取り巻く状況の主なものをご紹介します。この他に、本県は高齢化の進展が全国一であるなどの特徴を有しており、こうした地域特性のなかで日頃の検査業務から見いだした課題や各種の研究班に参加して取り組んだ課題など、研究の動機は異なっても、当所が地域特性を発揮しながら個々の研究者が成果を纏めたものを収載しております。今後の研究の参考に、皆様よりのご批判・ご提言などお聞かせいただければ幸いです。

平成10年8月

秋田県衛生科学研究所長

宮 島 嘉 道